

【公布された条例等のあらまし】

- 徳島県議会の保有する個人情報保護に関する条例（条例第五十六号）

一 総則

1 この条例は、徳島県議会における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とすることとした。

2 保有する個人情報の取扱いに関する議会の責務を定めることとした。

二 個人情報等の取扱い

1 議長は、特定の個人を検索することができる状態で記録された個人情報を使用する個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、個人情報取扱事務登録簿に登録しなければならないこととした。

2 議会における個人情報の保有の制限、利用目的の明示、不適正な利用の禁止、適正な取得等について定めることとした。

三 個人情報ファイル

議長は、議会が保有している個人情報ファイルについて個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならないこととした。

四 開示、訂正及び利用停止

1 開示

何人も、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示請求をすることができることとし、議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならないこととした。

2 訂正

何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと認料するときは、議長に対し、当該保有個人情報の訂正請求をすることができることとし、議長は、訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならないこととした。

3 利用停止

何人も、自己を本人とする保有個人情報がこの条例の規定に違反して保有等されていると思料するときは、議長に対し、当該保有個人情報の利用停止請求をすることができることとし、議長は、利用停止請求に理由があると認めるときは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならないこととした。

4 審査請求

開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、議長は、審査会に諮問しなければならないこととした。

五 雑則

議長は、毎年一回、この条例の施行の状況を取りまとめ、これを公表することとした。

六 罰則

正当な理由がないのに個人情報ファイルを提供した職員、業務に関して知り得た保有個人情報をもつて不正な利益を図る目的で提供した職員等に対する罰則を定めることとした。

七 その他所要の規定を設けることとした。

八 この条例は、令和五年四月一日から施行することとした。